

令和元年10月1日から

幼稚園，認定こども園(教育部分)の保育料が**無償**になります。

保育料無償化のための手続きは不要です。

※副食費の免除については手続きが必要な場合があります。(対象者に別途ご案内します)

無償化の内容

- **満3歳を含めた全ての子ども**の保育料が無償になります。
- **無償になるのは、保育料のみです。給食費やおやつ代のほか、各施設で徴収する実費徴収費用は、これまでどおり保護者負担となります。**

※次の世帯の方は、副食費が**免除(上限:月額4,500円)**になります。

- ① 年収360万円未満相当世帯…幼稚園・認定こども園に通う全ての子どもの副食費が**免除【手続き不要】**
- ② 年収360万円以上相当世帯…3人目以降の副食費を**免除**(2人目までは全額必要)

(A) **小学校3年生まで**の子どもが3人以上いる場合 → **【手続き不要】**

(B) **監護・養育する**子どもが3人以上いる場合 → **【手続き必要】※**

※は笠岡市独自減免制度であり**手続きが必要です。対象者に別途ご案内します。**

一時預かり保育料について (これまで通り利用できますが、無償化の対象になるには**申請が必要**です。)

- 月64時間以上の就労の理由等で、下記の手続きにより、**保育の必要性の認定を受けた場合**は、**一時預かり保育料も日額450円(月額上限あり)まで無償になります。**

(月額上限) 住民税非課税世帯:16,300円, その他の世帯:11,300円

【対象者】

保育の必要性がある子ども。ただし、満3歳については、**住民税非課税世帯に限り**ます。

※**満3歳**…令和元年度は、2016年(平成28年)4月2日から2017年(平成29年)4月1日生まれで3歳になった子ども

認定の手続き

施設等利用給付認定申請書等の提出が必要です。

一時預かり保育を利用する方で、保育の必要性(裏面参照)の認定事由に該当する人は、**施設等利用給付認定申請書**及び**保育の必要性を証明する書類**を**笠岡市**に提出してください。

10月1日から無償化の対象となるためには、**9月20日(金)までに笠岡市へ提出**してください。

保育の必要性を証明する書類

保育の必要性とは、保護者それぞれが就労、妊娠・出産、就学などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。

以下の必要書類を申請書と併せて提出してください。

保育の必要性	必要書類
就労している方(予定を含む)	【就労証明書】または【採用決定証明書】
自営業の方	【住所地の民生委員の証明】
出産前後の方 (出産予定月の前後2か月に限る)	【母子健康手帳の写し】 (母子名と出産予定月が記載されているページ)
保護者が学校に在学中の方	【在学証明書】及び【時間割等】
保護者が疾病または障がいをお持ちの方	【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】
病気の親族を看護(介護)している方	(1)【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】 (2)【住所地の民生委員の証明】
保護者が求職中の方(3か月間に限る)	【求職中であることの申立書】
災害復旧中の方	【罹災証明書】

一時預かり保育料の給付の手続き

施設等利用給付認定を受けた場合は、

上限額：日額450円×利用日数（月額11,300円【住民税非課税世帯16,300円】）までは、ご利用の施設への**支払が不要となります。**

※無償化上限（月額11,300円又は16,300円）までは、保護者の皆様から支払を**不要**とし、**代わりにご利用の施設へ給付します。**

一時預かり保育料の給付については、その他の手続きは**不要**です。

